

ふるさと鹿屋応援寄附金事業実施要綱の一部を改正する要綱

ふるさと鹿屋応援寄附金事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第79号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「市長は、」の次に「令和6年3月31日までに寄附を行った」を加える。

第10条第1項中「ポイントが付与され、又は合算された日の属する年度の翌年度の末日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第2項を削る。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後のふるさと鹿屋応援寄附金事業実施要綱第10条の規定は、施行の日において会員が保有する保有ポイントについて適用する。